

笛吹市市民活動補償制度

よくあるご質問

Q. 団体構成員が市外在住の場合、補償してもらえますか？

- A. 笛吹市に活動の本拠地を有する 5 名以上の非営利活動団体かつ、団体構成員の過半数が市内在住の団体であれば補償対象となります。

Q. 市民活動補償制度があるので団体で他の保険に入る必要はないですか？

- A. 本補償制度は幅広い方に利用いただける分、簡易的な保険となっております。事故の内容によって補償できない場合があったり、他の保険と比べると補償額が少なくなっております。補償内容が十分かの判断はできかねますので、以上の点をふまえて団体ごとにご判断ください。

Q. どんな傷害でも補償してもらえますか？

- A. 補償できるかの最終判断は保険会社となるため、約款上補償できない場合があります。入れ歯・差し歯は人体に当たらないため補償適用できなかった事例がございます。

Q. 活動中の事故により参加者の携行品が故障したが補償してもらえますか？

- A. 本傷害補償制度は身体が対象となりますので、物品については補償対象となりません。

お問い合わせ先

笛吹市役所市民環境部 市民活動支援課

住所 笛吹市石和町市部 809-1 市民窓口館 3 階

電話 055-262-4138 FAX 055-262-4148